

# 元気共奏・飛躍ふじえだ

～元気つながる、笑顔ひろがる。～

## 子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査票

### —調査ご協力のお願い—

日頃より、藤枝市政にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

本市では、子ども・子育て支援法（平成24年成立）に基づく新たな子ども・子育て支援の制度（以下「子ども・子育て支援新制度」といいます。）のもとで、幼児教育・保育施設の整備や子育て支援施策の充実を図るために、5年間を一期とする「藤枝市子ども・子育て支援事業計画」の策定を平成26年度に予定しております。（平成27年度から実施予定）

本調査は、この計画で確保を図るべき幼児教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を算出するため、市民の皆さんの幼児教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握するために行うもので、子ども達の輝く未来に繋げるための大事な調査となり、「教育日本一」を目標に掲げる本市にとっても重要な調査です。

調査へのご協力をお願いするのは、市内にお住まいの就学前のお子さんがいる保護者1,500人を対象としており、無作為に選ばせていただきました。ご回答いただいた調査内容は、市や国・県の幼児教育・保育・子育て支援施策の検討のみに利用させていただくものであり、回答者個人が特定されたり、個々の内容が他に漏れたり、他の目的に利用したりすることは一切ございません。統計的に処理し、その結果を市のホームページで公表いたします。

本調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますよう、  
お願い申し上げます。

平成25年11月 藤枝市長 北村 正平



●調査票にご記入いただきましたら、お手数ですが同封の返信用封筒に入れていただき  
**12月10日（火）**までに郵便ポストに投函してください。

または、市内の幼稚園・保育所に通園している方は、密封した上で、園に提出していただいても結構です。

●切手は不要です。また、調査票や封筒にお名前を書く必要はありません。

●この調査についてのお問い合わせは、下記までお願いいたします。

藤枝市健康福祉部 児童課 保育企画担当 わらしな 藁科

電話：054-643-3325（直通）

ファックス：054-643-3260 / Eメール：jido@city.fujieda.shizuoka.jp

## 「子ども・子育て支援新制度」は、以下のような考え方に基づいています。

○子ども・子育て支援新制度は、急速な少子化の進行、家庭・地域を取り巻く環境の変化に対応して、子どもや保護者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を実現することを目的としています。

○子どもの成長においては、乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得、学童期における心身の健全な発達を通じて、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感を持って育まれることが重要です。子ども・子育て支援新制度は、社会全体の責任として、そのような環境を整備することを目指しています。

○子ども・子育て支援は、以上のような考え方をもとに、保護者には子育てについての第一義的責任があることを前提としつつ、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるような支援を行うものです。

地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援を目指しています。

## 用語の定義

この調査票の用語の定義は以下のとおりです。

- 幼稚園 : 学校教育法に定める、3～5歳児に対して学校教育を行う施設  
(学校教育法第22条)
- 保育所 : 児童福祉法に定める、保育を必要とする0～5歳児に対して保育を行う施設  
(児童福祉法第39条)
- 認定こども園 : 幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設  
(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項)
- 家庭的保育事業 : 児童福祉法に定める、保育を必要とする0～2歳児に対して、家庭的保育者の自宅などで保育を行う事業
- ファミリー・サポート・センター事業 : 地域住民が、小学生までの子どもの一時的な預かりや送迎などを有料で行う会員制の事業
- 子育て支援 : 教育・保育その他の子どもの健やかな成長のために行われる支援

